

甲府市農業委員会 8 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 8 月 29 日（木） 午後 2 時 30 分

2. 会 場 ベルクラシック甲府（2 階「コンチェルト」）

3. 出席委員（18 名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋 三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭	9 番 亀井 智
10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二
14 番 野澤 洋子	15 番 長田 正実	16 番 菊島 建	

4. 欠席委員

6 番 芦沢 喜嗣

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長	山本 伸二
農地係 係 長	長澤 和利
係 長	中村 勝
主 任	内藤 ひとみ
振興係 係 長	窪田 光洋
主 任	平山 あす香

6. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	令和 6 年 9 月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第 4 号	令和 7 年度甲府市農業行政施策に関する意見書について
議案第 5 号	令和 6 年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について

報告案件

報告第 1 号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号	農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 4 号	農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 5 号	耕作土搬入届出について

午後 2 時 30 分 開会

○事務局（長澤係長）

本日の総会は、委員定数 19 名中 18 名のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。

柿嶋会長よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

それでは、只今から、甲府市農業委員会 8 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めて参ります。

最初に、8 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は、8 番の越石 和昭委員と 10 番の關野 登委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、今月の案件について、先ほど事務局と打ち合わせしたところ、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、まず、議案第 1 号 農地法第 3 条による許可申請について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

今月の農地法第 3 条につきましては、2 件ございます。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面、○面は○○、○面、○面は○○となっております。

譲受け人は、以前から申請地を借りて、申請地○側の○○と○○で○○していましたが、農地法の下限面積要件が無くなったことに伴い、今回、申請地を取得したいとのことであります。

譲受け人の現在の経営面積は○㎡ですが、取得後は○㎡となり、申請地では引き続いて、○○を行う計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 2 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

この案件につきましては、今年○月の総会において、委員の皆様、農地法第○条の○○証明願いについて、審議していただき、○○証明書を交付した案件でありまし

て、今回、〇〇が決まり、その〇〇から、改めて〇条の申請がありましたので、委員の皆様にお諮りするものであります。

申請地の所在・地目・面積・譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇となっております。

申請人は、申請地の〇側の〇〇に〇〇おり、〇〇及び申請地は〇〇しておりましたが、〇〇及び申請地が〇〇となりました。この〇〇には、この申請人を含めて〇名の方が、〇〇があり、〇〇した結果、〇〇が、〇〇となったため、今回、〇〇が〇〇と申請地を取得します。申請地では引き続き、〇〇栽培と、〇〇栽培を行っていききたいとのことであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

○（柿嶋会長）

それでは、ご意見等ないので、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第1号については決定し、許可書の交付をして参ります。

○（柿嶋会長）

続きまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

今月の農地転用第5条につきましては、11件ございます。

議案書2ページの1番、地図は3ページの5条NO.1（一時転用）をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、一時転用の〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

賃借人は、〇〇で〇〇を〇〇しており、〇〇や〇〇に〇〇ある〇〇で、主に〇〇を〇〇いる〇〇であります。

近年、甲府市〇〇地域に〇〇が多く、現在の〇〇が〇〇となったため、〇〇に適した申請地を一時賃借し、〇〇などを〇〇ための、〇〇に転用したいとのことであります。

〇〇には、〇〇の他、〇〇、〇〇などの〇〇を〇〇とのことであります。なお、一時転用期間は、〇年間で、期間終了後は、農地に復元して返すこととなっております。

続きまして、議案書２番、地図は４ページの５条NO. 2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇及び〇〇、〇面、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇や〇〇を行っている〇〇であります。

申請地は、〇〇に〇〇しており〇〇ため、申請地を取得し、〇〇の〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇を〇〇予定であります。なお、雨水及び汚水処理につきましては、〇〇に設置します雨水は側溝へ、汚水は下水道管に接続し、〇側の先に〇〇で整備した道路側溝及び、公共下水道管に接続いたします。

続きまして、議案書３ページの３番と、４番でございますが、一緒に説明したいと思います。

両方とも、賃貸借の一時転用でありまして、転用事業者である賃借人が同じで、転用内容も同じなので、見づらくて申し訳ありませんが、一緒に説明したいと思います。

地図につきましても、見づらくて申し訳ありませんが、５ページの５条NO. 3（一時転用）と、６ページの５条NO. 4（一時転用）を、両方見ていただきたいと思います。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、一時転用の〇〇及び〇〇でございます。

申請地の周辺ですが、３番の方は、周辺は〇〇となっております。

また、４番の方は、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇となっております。また、３番、４番とも、第〇種農地と判断いたしました。

〇〇である賃借人は、〇〇を行っている〇〇であります。

今回、〇〇した〇〇を行うため、３番及び４番にそれぞれあります、〇〇の付近の農地を一時賃借し、〇〇に必要な〇〇及び〇〇を〇〇したいとのことであります。

なお、一時転用期間は、〇年（令和〇年）〇月〇日までの〇〇間であります。

また、〇〇に伴う〇〇は、〇〇に設置するため、〇は〇〇しないということであり
ます。また〇〇は、〇〇に行くため、〇〇には〇〇ということでもあります。

続きまして、議案書4ページの5番、地図は7ページの5条NO. 5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のと
おりであり、転用目的は、〇〇であります。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区
分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇を行っている〇〇であります。

譲受け人は、令和〇年〇月に、本農業委員会の許可を得て、申請地の〇側の〇〇を、
〇〇に転用し、〇〇しておりますが、〇〇の〇〇について、今まで自然浸透により処
理していましたが、豪雨などの大雨の時の対応として、〇〇する〇〇に影響がないよ
うにするため、申請地を取得し、〇〇の雨水を排水したいとのことでもあります。

この排水路は、以前、〇〇に転用する前に、〇〇として利用していた際の排水路で、
既にコンクリートの水路があり、〇側の〇〇の道路側溝へつながっております。

また、〇〇も既にしてあり、転用許可後に、〇〇に〇〇する予定であります。

続きまして、議案書6番、地図は8ページの5条NO. 6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりで
あり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の周辺は全て〇〇となっており、第〇種農地と判断いたしました。

借り人は、〇〇にあたります。〇〇は現在、〇〇で〇〇おりますが、〇〇に伴い、現
在の〇〇が〇〇となったため、〇〇に〇〇した〇〇する申請地を使用貸借して、〇〇を
〇〇したいとのことでもあります。

転用後は、〇〇を〇〇予定であります。なお、〇〇は〇〇により処理する予定であり
ます。

続きまして、議案書7番、地図は9ページの5条NO. 7をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載の通り
であり、転用目的は、〇〇及び〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇となっており、
農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、申請地の〇〇で〇〇おりますが、〇〇により、現在の〇〇だけでは〇〇
となったため、〇〇に〇〇申請地を取得し、〇〇及び〇〇に転用したいとのことであり
ます。

転用後は、〇〇の〇〇と、〇〇に使用する〇〇などの〇〇予定であります。なお、敷
地は碎石で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書8番、地図は10ページの5条NO. 8をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のと
おりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の○面は○○、○面、○面、○面は○○となっており、農地区分は、第○種農地と判断いたしました。

譲受け人は、○○で○○を○○であり、申請地の○○に○○があります。現在、その○○を○○として使用していますが、現在の○○だけでは○○となっていることから、○○している申請地を取得し、○○に転用したいとのございます。転用後は、○予定であります。なお、敷地は碎石で仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書5ページの9番、地図は11ページの5条NO. 9をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面、○面は○○、○面は○○及び○○、○面は○○となっており、第○種農地と判断いたしました。

譲受け人は、現在、○○に○○しておりますが、○○が甲府市○○地域であるため、○○に近い申請地を取得し、○○を○○したいとのございます。

転用後は、○○を○○する予定であります。

続きまして、議案書10番と11番ですが、一緒に説明したいと思います。

10番、11番とも、土地所有者である譲渡し人が同じで、譲受け人は、10番、11番とも、譲渡し人の○○、転用内容も同じ○○ですので、見づらくて申し訳ありませんが、一緒に説明したいと思います。

地図は、12ページの5条NO. 10、NO. 11をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の周辺ですが、○面は○○及び○○、○面、○面、○面は○○及び○○となっており、第○種農地と判断いたしました。

譲受け人は、10番、11番とも、譲渡し人の○○ます。この○○は、現在、○○ますが、○○に伴い、○○となったため、○○の○○を○○により譲受け、それぞれ○○したいとのございます。転用後は、○予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないので、採決をいたします。

議案第2号 農地法第5条による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。

賛成多数でありますので、議案第2号については、決定いたします。

なお、議案第2号のうち、1000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、1000㎡未満ですので許可書の交付をして参ります。

○（柿嶋会長）

続きまして、報告事項のうち、「報告第1号」から「報告第5号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書6ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を2件受けました。

議案書7ページから11ページまでは、7月10日から8月8日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における 農地法4条及び5条の届出、また耕作土搬入の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「報告第5号」につきましては、報告事項ですので、ご了承願います。

○（柿嶋会長）

次に、議案第3号「令和6年9月告示分 農用地利用集積計画について」及び報告第6号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

振興系の窪田です。よろしくお願いいたします。

それでは議案第3号の説明をいたします。

旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、新規設定3件、再設定6件、計9件の申し出がありました。

農地中間管理事業を利用する案件はありませんでした。

議案書12ページの表についてであります、新規設定です。〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出がありまして、合計面積は〇〇㎡です。

中段の表、令和6年度の目標面積118,600㎡に対し、設定面積は81,920㎡、達成率は69%です。

続いて13ページの表は、再設定であります。〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出があり、合計面積は〇〇㎡になります。

中段の表、令和6年度の目標面積389,400㎡に対し、設定面積は63,310㎡、達成率は16%になります。

14ページ1番から15ページ3番は新規設定になります。15ページ4番から16ページ5番は再設定になります。16ページ6番から18ページ9番は再設定の更新になります。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の新規参入の案件はありません。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりであります。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告になります。議案書19ページをご覧ください。今月は4件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。解約の届けが提出されましたのでご報告いたします。説明は以上になります。

○（柿嶋会長）

それでは、事務局からの説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第3号「令和6年9月告示分 農用地利用集積計画について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第3号につきましては、決定いたします。

なお、「報告第6号」につきましては、報告事項ですので、ご了承を願います。

○（柿嶋会長）

次に、議案第4号「令和7年度 甲府市農業行政施策に関する意見書」について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

それでは、ご説明いたします。

議案書の21ページ、「議案第4号」をご覧ください。

去る、5月10日、13日及び16日に行われました、各ブロック会議において、農繁期の大変お忙しい中、委員の皆様、全員のご出席を頂く中、大変貴重なご意見が多数出され、そのご意見を事務局において集約させていただき、7月30日の運営委員会において、承認された意見書につきまして、本日の総会に提出させていただいております。本日は、施策提案の朗読をもちまして、説明とさせていただきます。

なお、議案書23ページにつきましては、意見書提出に伴う、前文でありますので、後ほど、ご一読をお願いいたします。

また、文中の構成や言い回し等につきましては、ご一任をお願いしたいと存じます。

1 有害鳥獣対策について

市内各所において頻繁にイノシシ・シカ等が出没するほか、カラスによる農作物の被害が相次いでいる情報が農家から寄せられています。自己防衛策として金網やネット・電気柵等の設置を市の補助事業などを活用しておりますが、対策に苦慮しているところであります。

農作物の被害は、農家の生産意欲を著しく減退させるにとどまらず、延いては、営農規模の縮小や耕作放棄地の発生を余儀なくされるなど、年々深刻化、広域化しています。

また、最近ではクマの出没もあり、中山間地域であっても住宅地に出没し、人的被害も懸念される状況にあり、安全で安心して暮らす住民としては喫緊の課題でもあります。

昨年度の意見書に対して「駆除等の有害鳥獣対策に関しては、地域の農業者や農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様からの情報を得る中で、地域の猟友会と連携し、対策を講じる」と回答をいただき、被害情報に基づいて対応をいただいているところでありますが、今後、更なる組織体制の強化と柔軟な対応をお願いするところです。

地元情報の提供により実態把握をすることはもとより、具体的な鳥獣対策を講じる際には、継続的に行政が各地域に入り、行政と地域ぐるみの活動として組織的にできる、地域に寄り添った、きめ細やかな仕組みづくりを構築することを提言します。

2 農業センターの農機具の貸出しについて

新規就農者のみならずベテランを含む農家の多くは、営農を継続するため、ツールとして農業機械の新規購入や買い替えの管理費用等に直面します。トラクターやコンバイン、田植機など、農業を効率的に且つ省力化するには必要不可欠である農機具ですが、その価格の高さは、新規就農者へのハードルをあげ、費用を工面できない農家であれば、農業を継承できずに離農する原因の一つとも考えられます。

本市農業センターにおいては、各種の農機具等貸付を実施しており、ほとんどの農機具等は軽トラック積載可能なものでありますが、トラクターにおいては、トラックでの運搬が必要となり、トラクター乗降の際には危険が伴うことや、運搬するためのトラックの貸出しが原則できないことから、トラクターを借り人の農地まで運搬していただける体制が確立されますよう、要望しているところであります。

以前から貸出農機具を借りたくても借りることができないという農家からの声がある中で、農業の振興と経営の効率化を図るための貸付制度でありますので、トラクターのトラック運搬については例外の取り扱いにしてもらいたい。

あるいは、トラクターのトラック運搬を運搬業者に委託した際に要した費用の補助制度の構築を要望します。

3 地域農業の多様な担い手の育成の充実

農業者の減少・高齢化が加速する中で、認定農業者だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入する多様な担い手を地域内外から取り込み、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、農地法第3条における農地取得要件の下限面積要件が令和5年の法改正により廃止となりました。

新規就農者の定着には農家経営、農業技術の早期習得が必要でありますので、行政が主体となり関係機関と連携したきめ細かな営農指導とともに農業者間の連帯感の醸成やネットワークづくりの構築がこれからの地域農業を支える多様な担い手には必要と考え、次の取組みを提言します。

- ① 新規就農者や農業従事者をはじめ、農業に興味がある方など幅広い方を対象に、甲府市独自の認定制度「プロファーマー」認定者による、営農のノウハウや体験談などを踏まえた意見交換会ができるような『セミナー』の実施。
- ② 農作物の栽培技術の習得をはじめ、ブドウ棚の設置や修復、用排水路・石積み等の補修など、農地及び農業用施設を対象とした土木技術が習得できる研修の開催。

4 公図が無い地域における地図（公図）の作成について

現在、市内において法務局備え付けの地図（公図）が無い地域（桜井町、横根町、善光寺町の各一部）の農地については、地図が無いことから、後継者に悩む農家や、農地を借りたいと考えている意欲のある新規就農者などの方は、農地の売買や貸借の権利移動及び利用権の設定ができないため、「農地等の利用の最適化の推進」を必須事務とする農業委員会の諸活動に支障をきたしているとともに、市内各地域が目指している「地域計画」（目標地図の作成）が策定できないため、将来にわたる「守るべき農地」の明確化ができない状況であります。

今後、結果として耕作放棄地が増加してこれらの地域の農業が衰退し、ぶどう栽培を主とする産地が失われることが懸念されます。

従いまして、これらの地域の持続可能な産地の形成を図るには、地図が必要となりますので、早期に法務局に地図が備え付けられるよう、各関係機関等と協議して地図を作成することを提言します。

5 取水堰の整備について

山城地域の農地に用水を引くためには、一級河川平等川から増坪堰に人力により堰板を入れ、取水量を調整しながら取水しておりますが、堰板を設置・撤去するには農家が命綱を頼りに川に入り、足場も悪く非常に危険な状態にあります。

つきましては、広範囲に及ぶ山城地域の農地の環境整備を図るため、増坪堰については、降雨時においても河川氾濫が生じない、河川の水位調整できる可動堰の設置など、安全な取水作業ができる対策を提言します。

以上でございます。

○（柿嶋会長）

事務局からの報告が終わりました。

議案第4号についても、事前にご質問等いただいておりますが、この総会において、何か変更点や修正等のご意見があればお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決いたします。議案第4号「令和7年度甲府市農業行政施策に関する意見書」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。全員の挙手を頂きましたので、議案第4号は決定し、来たる10月1日に執行部が代表し、市長へ直接、意見書を提出してまいります。

続きまして、議案第5号「令和6年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について」審議いたします。それでは事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

それでは、ご説明申し上げます。議案書24ページ、「甲府市農業賞被表彰候補者推薦書」をご覧ください。

去る5月のブロック会議において、今年度は、○ブロックより「○○ ○○様」が、推挙され、去る7月30日に開催されました、運営委員会では、満場一致で承認されているところでございます。

○○様の経歴、経営の概要につきましては、推薦書に記載の通りでございます。

推薦の理由といたしましては、ご存じの通り、〇〇様は、〇〇まで農業委員として、地域農業の推進に大変ご尽力をいただいております。

〇〇されたあと、耕作放棄地等を自ら開拓し、〇〇地域の日当たりや緩斜面など、〇〇の地形を生かし、地域では、はじめて〇〇栽培に着手されました。

〇〇栽培により、「〇〇」を取り入れるなど、〇〇の〇〇と品質向上に努められております。

また、〇〇地区の「〇〇」に関与し、〇〇等を歴任するなど、地元の農業の発展に寄与され、その功績が顕著であることから、今回、甲府市農業賞被表彰候補者として推薦するものでございます。

以上でございます。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。本案件についても事前にご意見等はありませんが、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決いたします。議案第5号「令和6年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の賛成をいただきましたので、議案第5号については決定し、甲府市へ推薦書を提出してまいります。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 意見等なし 》

なければ、以上をもちまして、8月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後3時30分 閉会